

産業構造審議会 産業技術環境分科会

廃棄物・リサイクル小委員会

自動車リサイクルワーキンググループ

中央環境審議会 循環型社会部会

自動車リサイクル専門委員会

第33回合同会議 説明資料

平成26年10月2日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会

自販連とは

<団体名> 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

<代表者> 会長 櫻井 誠己

<設 立> 昭和34年6月8日(昭和36年4月1日 社団法人に改組、
平成24年1月4日 一般社団法人に移行)

<会員数> (自販連会員総合調査より)

○ 通常会員 1,296社 系列・県販売(店)協会62団体

○ 支店営業所・賛助会員 277社

<支 部>

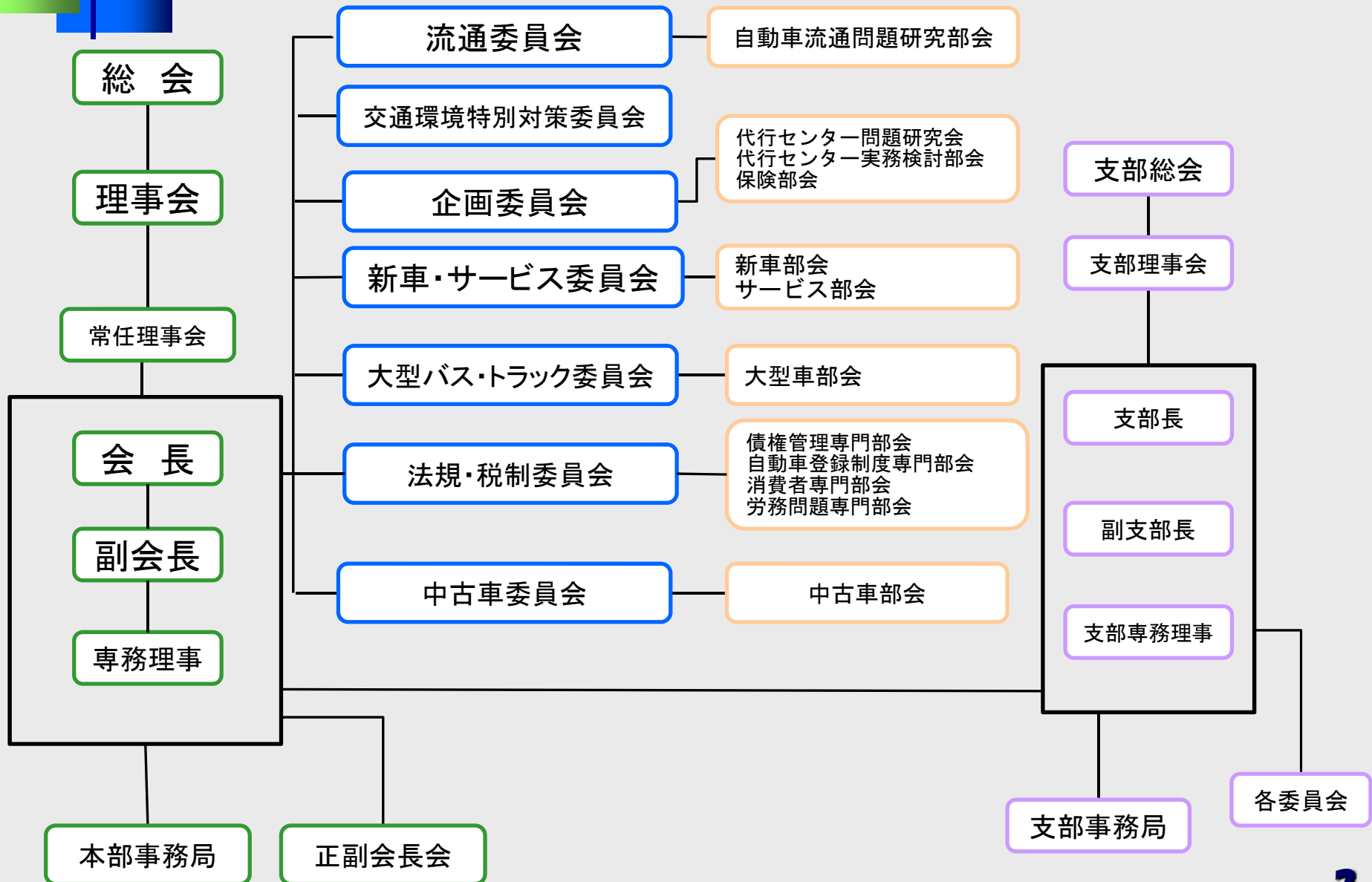
○ 52支部(全国各都府県に1支部 北海道に6支部)

<目 的>

健全な車社会の形成と流通の改善を図り、もって国民経済の発展に
寄与することを目的とする

自販連の組織について

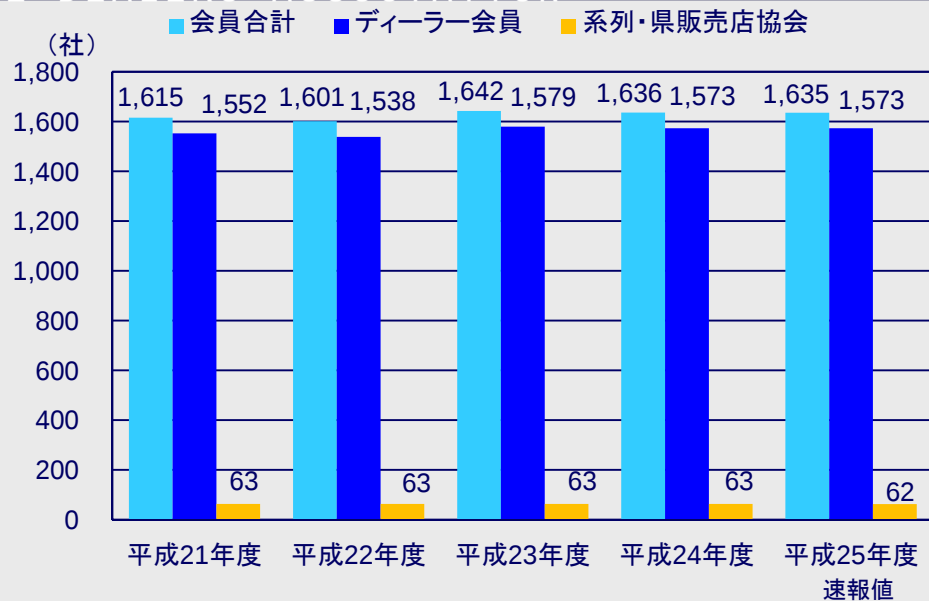
JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



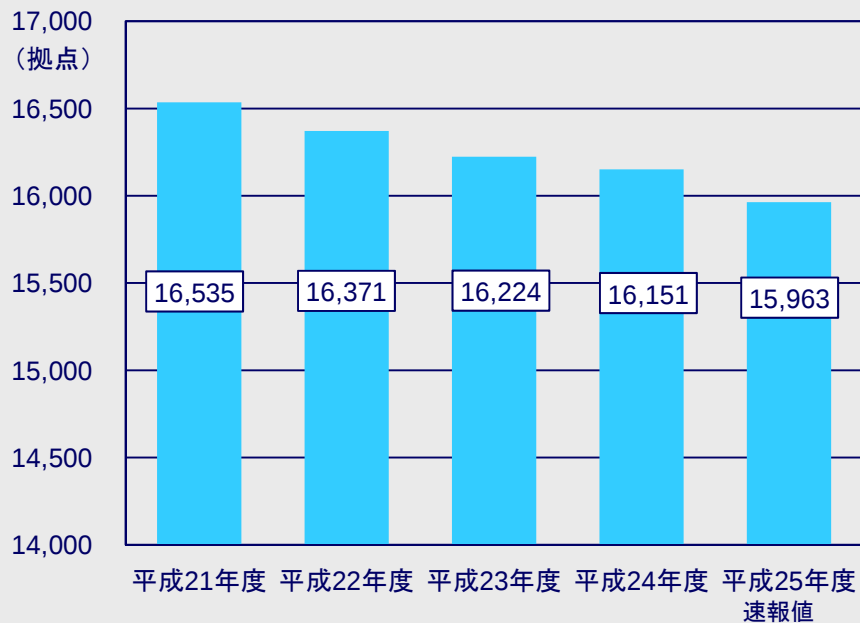
会員数・事業所数・総従業員数(自販連会員総合調査より)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

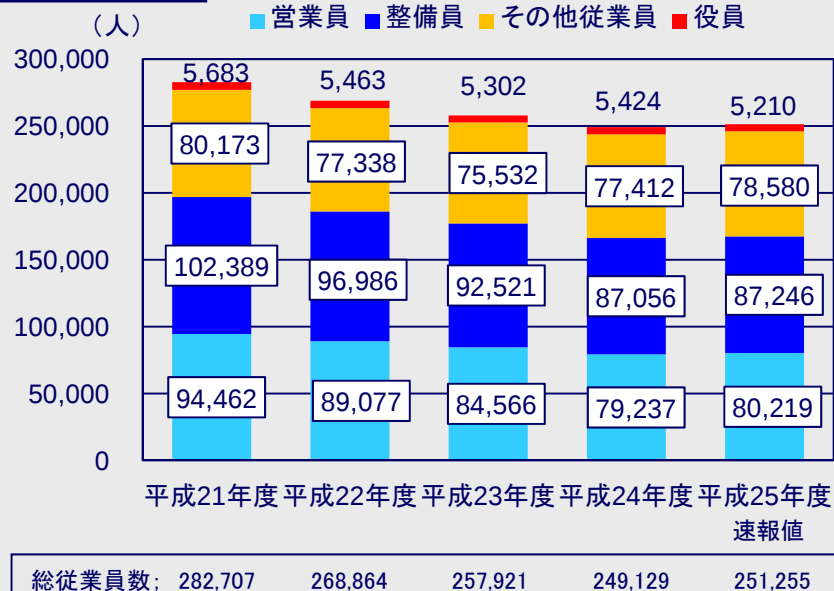
会員数



事業所数



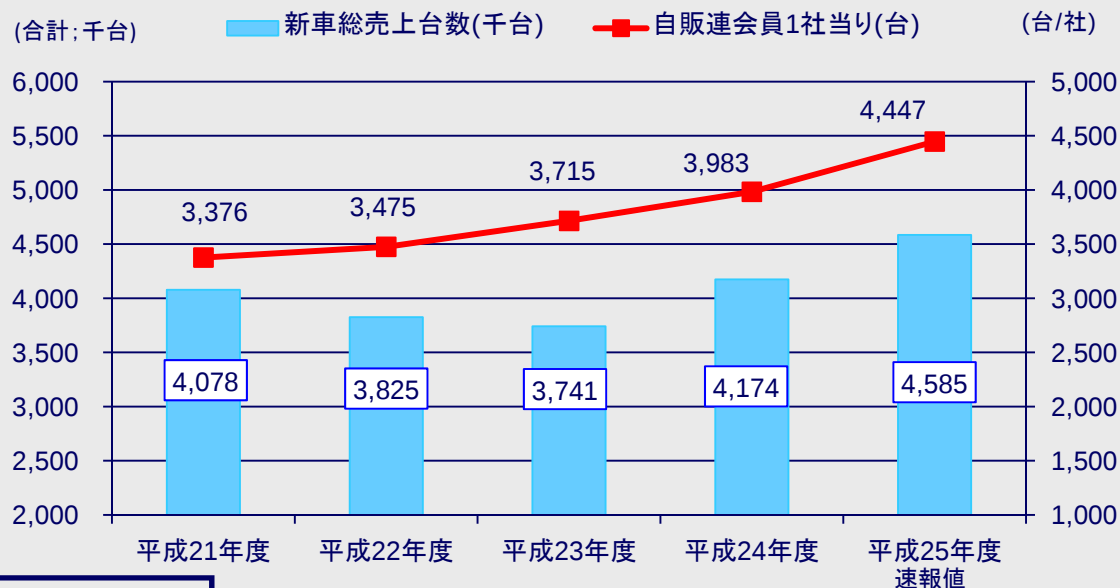
総従業員数



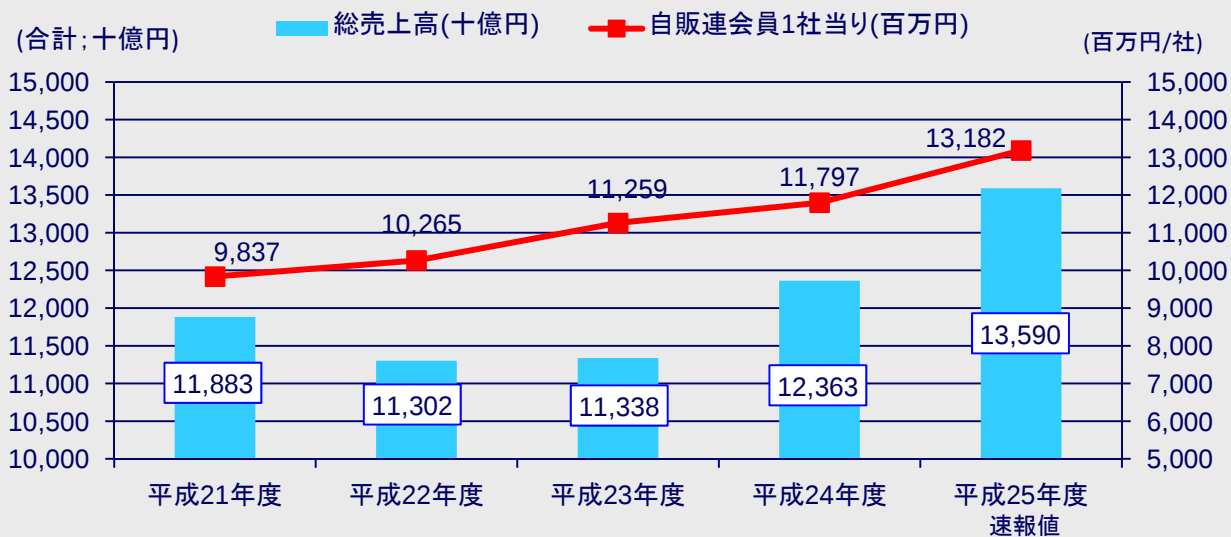
新車売上台数・総売上高（自販連会員総合調査より）

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

新車売上台数



総売上高



1. 情報提供について

1) ユーザーへの情報提供

2) 会員ディーラーへの情報提供

2. 使用済自動車の判別について

3. 使用済自動車の流れについて

1) 引取時の「有償」、「無償」、「逆有償」の割合

2) 引取自動車の業務の流れについて

1. 情報提供について

1) ユーザーへの情報提供

- ◆一般ユーザー向けに、自販連ホームページの「事業活動『自動車リサイクル』」で自動車リサイクルの概要について説明

一般社団法人日本自動車販売協会連合会
JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

HOME 自販連とは 統計データ **事業活動** 出版

自動車リサイクル

- OSS
- 個人情報保護法
- 官達犬育成事業
- 自動車と税金
- 自動車相談 Q & A
- 愛車購入豆知識

お知らせ

■ 自動車保有関係手続ワンストップサービス (OSS)

>>国土交通省HPへ

謹んで震災のお見舞いを申し上げます
この度の東日本大震災により被害に遭われた皆様に哀心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復旧と皆様のご健康をお祈り申し上げます。
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

イベント最新情報

2014/08/12: 自販連新車大商

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

《①自動車リサイクル法の仕組み》 《②リサイクル料金》

《③廃車する時》



一般社団法人日本自動車販売協会連合会
一般社団法人 JAPAN ASSOCIATION OF AUTOMOBILE DEALERS

HOME
 自販連とは
 統計データ
 事業活動
 出版物
 リンク集

サイトマップ
 検索

自動車リサイクル
 自動車リサイクル

自動車リサイクルシステムへご案内
 自動車リサイクルシステムへ停止

OSS
 個人情報保護法
 環境政策推進策
 自動車と税金
 自動車購入30日間
 会費等利用メニュー

1
 2
 3
 4
 5

2
 リサイクル料金

お客様には、原則、新車購入時にリサイクル料金を支払っていただくこととなります。車1台につき原則4回、リサイクル料金を各回当り（法人自動車）リサイクル促進センターに預託し、取戻しに際しては必ず必要となります。ローン契約などで車庫証明の所有者名がディーラーとなる場合がありますが、このような場合でも、買主であるお客様にリサイクル料金を預託し、取戻しに際しては必ず必要となります。

リサイクル料金を支払うと、リサイクル券や領収書が発行されますので、毎度入手し保管してください。

また、リサイクル料金を支払ってあるクルマで他のクルマに転売する場合は、次の所有者の方から、車庫部分の価値金額に加工して、リサイクル料金相当額を受け取る権利があります。

車ごとのリサイクル料金は、各自動車メーカー輸入業者のホームページなどでご確認することができます。

各社のホームページはこちら

◇一般社団法人自動車販売協会連合会協力機構ホームページ
http://www.jarp.org/04tes/standard_fee.html

リサイクル料金が既に預託されている車をディーラーより下取り出す場合には、お客様が支払ったリサイクル料金のうち、預託金となった一時的な金銭を下取価格と合わせてディーラーからお支払いします。リサイクル料金が既に預託されている中古車を譲渡する場合には、リサイクル料金のうち、預託金となっている金銭を中古車価格と合わせてお客様からお支払い頂きます。このように自動車リサイクル法の制度では、最終的に車を譲受する時の所有者がリサイクル料金を負担することになります。

リサイクル料金を預託された方、中古車の購入に際し預託金引き継がれた方には、リサイクル料金の預託証明書としてリサイクル券をお渡ししますので、車を譲渡する際には必ずお預け下さい。

もしも先にディーラーは、車庫・中古車販売業者、自動車買取業者、廃車引取業者としてリサイクル料金を預託する際の窓口となりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

◇自販連ウェブサイトはこちら

<http://www.jada.or.jp/content/attach/sochiki/ksain.html>

1
 2
 3
 4
 5

1
 2
 3
 4
 5

HOME | このサイトについて | 個人情報取扱いについて | 出版物ご購入者の個人情報取扱いについて | お問い合わせ





一般社団法人日本自動車販売協会連合会
JAPANESE AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

HOME

自動車とは

最新データ

車検活動

出版物

リンク集

自動車リサイクル

- 自動車リサイクルシステムのご案内
- 自動車リサイクルシステム停止
- Q&A
- 個人情報保護法
- 窃盗・盗難被害者
- 自動車税と税金
- 自動車保証制度
- 重要個人記録
- 会員専用メニュー

自動車リサイクル

廃棄する時

車を廃棄する時は、自動車引取りを受けたディーラーや中古車販売店、整備業者、解体業者など引取業者が車を引取して、残った部品を再利用している事業者は、各引取引取業者であることの確認が義務づけられています。なお、廃棄する際には、車の引取りによって引渡す時にリサイクル料金以外の費用が徴収される場合があります。

廃棄された車を解体された後は、引取業者からその旨の連絡が来ます。この連絡を受けて解体引取業者は、連絡先又は自動車検査証記載事務所（自動車引取業者の場合は自動車検査証に記載する解体された車の車検番号）を行くこととなります。この車検番号を合わせて、車検有効期間が満了している車であれば、その期間に合った自動車検査証の更新申請を行うことができます。

この手順を踏むことで、廃棄の引取りを依頼した引取業者が対応し合わせて下さい。関係官庁などのホームページに詳細が掲載されています。

- 国土交通省ホームページ
登録自動車の手続き等について
<http://www.mlit.go.jp/dohu/hanashikata/insuq.htm>
- 自動車検査証更新ホームページ
自動車引取の手続き等について
<http://www.kaijapop.jp>
- 国土交通省ホームページ
自動車検査証の更新・換領について
<http://www.kta.go.jp>

その他、自動車リサイクル法を分かりやすくお伝えする期間について、自動車リサイクルシステムのホームページに掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

- 自動車リサイクルシステムホームページ
<http://www.insa.jp>

HOME

このサイトについて

個人情報保護の取扱いについて

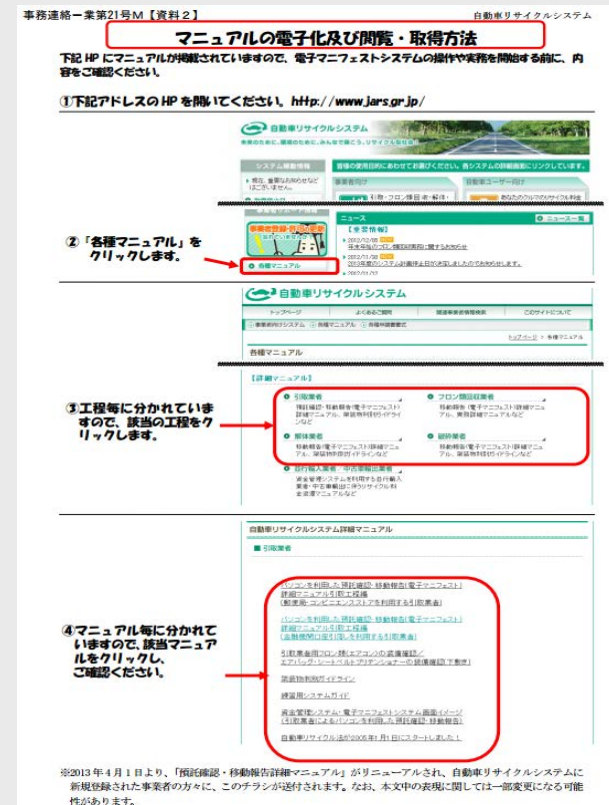
出版物に個人名を掲載する取扱いについて

お問い合わせ

Copyright © 2007 JADA. ALL RIGHTS RESERVED.

2) 会員ディーラーへの情報提供

◆ 自販連ホームページの会員専用ページ、「自販連の取り組み『自動車リサイクル』」で自動車リサイクルシステムのマニュアル閲覧・取得方法を案内



2. 使用済自動車の判別について

- ◆使用済自動車の判断基準については、会員毎に独自の基準があり、自販連はその基準の参考となる資料等の展開を行っている。
また、会員から一般ユーザーに情報提供を行う際に用いる資料を作成し、展開している。

<資料の展開例>

- 「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」をe-mailで会員代表者宛に展開。
- 「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」を作成し、平成23年12月7日から自販連ホームページで展開。

<自販連会員専用ページ「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」>



一般社団法人日本自動車販売協会連合会
JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

[会員専用ページ](#)
[サイトマップ](#)

[HOME](#)
[自販連とは](#)
[統計データ](#)
[事業活動](#)
[出版物](#)
[リンク集](#)

会員専用ページ

- 会員専用新着情報履歴
- イベント最新情報
- 会員変更届
- 会員専用統計データ
 - ▶ 都道府県別台数
 - ◆ 中古車入庫・販売・在庫統計
 - ◆ 条件を指定して検索
- 自販連会員総合調査
 - ※ 調査記入にお進みになる前にこちらをご覧ください
 - ◆ 調査記入
 - ◆ 操作マニュアル
 - ◆ 調査結果
- ご案内
 - ◆ 注文書モデル書面・表面約款
 - ▶ 委員会報告
 - ◆ 会員代表者ブロック総議会
 - ◆ 経営セミナー
 - ◆ 海外自動車事情視察団
- 自販連の取り組み
 - ◆ フォンズ・アップ・サービス
 - ◆ 自動車リサイクル
 - ▶ 個人情報保護法
 - ◆ 規制改正
 - ◆ ASV(先進安全自動車)
- 収支関係等

支部の方はコチラからログインして下さい。
[支部専用ページ](#)

【自動車リサイクル】

- ② 自動車リサイクルシステムの「各種マニュアルの改訂 および電子化運用について」
 - ◎ マニュアル閲覧・取得方法
- ③ 「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」について

平成23年12月7日付文書 自販連23-業第85号 MF「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」の配布についてでご案内しましたとおり、自販連では、自動車ディーラーが引取業者としての義務を果たすために「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」を作成しました。

会員販社におかれましては、本資料をご活用いただき自動車リサイクル法の更なる理解促進とお客様への情報提供について周知徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

 - ◎ 自販連23-業第85号 MF「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」の配布について
 - [download](#)
 - ① 「使用済自動車判別ガイドライン」を踏まえた取組みの展開について
 - [download](#)
 - ② 【会員配布資料】車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例
 - [download](#)
 - ③ 【販売会社内部資料】車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例
 - [download](#)
 - ④ アレンジ用資料(excel形式)
 - [download](#)
 - ⑤ 【アレンジ例】車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例資料
 - [download](#)
 - ⑥ 会員活動状況報告用紙
 - [download](#)
- ③ その他自動車リサイクルシステムに関してご不明な点等ございましたら、公益財団法人 自動車リサイクル促進センターの自動車リサイクルシステム「よくあるご質問(事業者関連)」についてなどをご確認ください。

ページトップ

HOME | このサイトについて | 個人情報の取扱について | 出版物ご購入者の個人情報の取扱について | お問い合わせ

COPYRIGHT(C)2013 JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION. ALL RIGHTS RESERVED.

<「車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例」>

車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例

【中古車として他者に譲り渡す場合（下取又は買取として他人へ譲る場合）】

- ・リサイクル料金について（料金詳細については下記参照）
自動車リサイクル法上、リサイクル料金は最終所有者（所有権留保の場合は使用者）が負担します。従って、譲渡する場合は、次の所有者がリサイクル料金（預託金相当額）を負担しますので、譲渡車を購入時に支払ったリサイクル料金の内預託金相当額は、次の所有者から返還されることになります。また現車購入時に発行された「自動車リサイクル料金証明書（リサイクル券）」を次の所有者に引渡しします。

元所有者 → 中古車 → 販売会社或いは次の所有者

自動車リサイクル券
名義変更用書類

車両代金
リサイクル預託金相当額

- ・自動車税について
4月1日時点の所有者が納税した自動車税（年税）は、抹消登録した場合には、抹消登録翌月分から3月迄の残月数分が、還付されます。（注1：抹消登録以外では還付されません。給付がないと還付されません。）
名義変更した場合は、残月数分の自動車税の負担を次の所有者から相当額として受取るようになります。
- ・重量税について
自動車重量税（車検期間に応じた納税）は、使用済自動車として処分し永久抹消された場合以外では還付されません。
- ・自賠責保険料について
自賠責保険で満期までの残存月数がある場合は、抹消登録後保険会社に請求すると返金される仕組みですが、販売会社が査定時「自賠責保険相当額」を算出して加算している場合は車両価格に含まれます。

＜販売会社に処理を依頼する場合の手数料＞

- ☆以下の諸手続きを販売会社に代行を依頼する場合は各社が定めた手数料が発生致します。
- ・名義変更する場合
保管所証明等必要な書類を揃えて運輸系に現車（又は書類）を持ち込み登録手続きを行います。

＜自動車リサイクル料金の中身＞

※車種によって金額が異なりますので、リサイクル券をご確認ください。お問い合わせください

「預託証明書（リサイクル券）」に記載されています

シュレッダーダスト 処理料金	エアバッグ類 処理料金	+	資金管理料金 （新車購入者が負担）
フロン類 回収料金	情報管理 料金		

＜自動車税並びに自賠責保険料払い戻しの計算方法＞

※車種によって金額が異なりますので、詳細はお問い合わせください

- ・自動車税について
自動車税 年税額 × 未経過期間 抹消登録翌月から年度末(3月末)迄
- ・自賠責保険料について
自賠責保険料額 × 残存月数 保険会社が解約を受け付けた日から満期迄の月数で保険会社解約保険料額に基づきます

詳細については販売会社の担当にお問い合わせ下さい。

車両引渡し時における預託金相当額及び自動車諸税等の還付例

【使用済自動車として販売会社に引き渡した場合（所有者が廃車処理したい場合）】

- ・自動車リサイクル料金（自動車リサイクル預託金相当額）について（料金詳細については下記参照）
現車を取得した際に支払った自動車リサイクル料金（又は自動車リサイクル預託金相当額）は解体処理する際の3段階（フロン回収・エアバッグ処理・シュレッダー処理）の処理費用となります。

最終所有者 → 使用済自動車 → 販売会社

自動車リサイクル券
抹消登録用書類

車両代金
（抹消としての代金）
処理代行手数料
（抹消により、負担発生
の有無が生じます）

- ・自動車税、自動車重量税、自賠責保険料について
販売会社は使用済自動車の内容確認のために査定し、税金等の還付分等も含めて提示する場合がありますので詳細はお問い合わせ下さい。

注2：自動車税は抹消登録すると、当該年度4月1日の所有者へ自動的に都道府県自動車事務所より還付されます
注3：自動車重量税は永久抹消登録（又は解体届出）時に申請した権利者へ廃車の税務署より還付されます
※注2と注3はそれぞれ抹消登録が完了し、給付が完了した後に還付されます

※自賠責保険は抹消登録後権利者が当該保険会社へ申請すると解約返戻金を受取れます

＜販売会社に処理を依頼する場合の手数料＞

- ☆以下の諸手続きを販売会社に代行を依頼する場合は各社が定めた手数料が発生致します。
- ・永久抹消登録を依頼する場合（登録番号が付いている状態）
現車と書類を揃えて販売会社へ引き渡し、販売会社が使用済車の現車処分及び永久抹消登録手続きを行います。
- ・解体届出を依頼する場合（一時抹消登録の状態）
所有者が一時抹消登録を済ませた状態で、販売会社へ現車と抹消本を引渡し、販売会社が解体届出（全国何処の運輸支庁でも受付できます）の手続きを行います。

＜自動車リサイクル料金の中身＞

※車種によって金額が異なりますので、リサイクル券をご確認ください。お問い合わせください

「預託証明書（リサイクル券）」に記載されています

シュレッダーダスト 処理料金	エアバッグ類 処理料金	+	資金管理料金 （新車購入者が負担）
フロン類 回収料金	情報管理 料金		

＜自動車税・重量税並びに自賠責保険料払い戻しの計算方法＞

※車種によって金額が異なりますので、詳細はお問い合わせください

- ・自動車税について
自動車税 年税額 × 未経過期間 抹消登録翌月から年度末(3月末)迄
- ・重量税について
自動車重量税額 × 車検残存期間 「一時抹消登録日」と「使用済車の引取日の翌日」のいずれか遅い方の翌日から車検満了月迄
- ・自賠責保険料について
自賠責保険料額 × 残存月数 保険会社が解約を受け付けた日から満期迄の月数で保険会社解約保険料額に基づきます

詳細については販売会社の担当にお問い合わせ下さい。

3. 使用済自動車の流れについて

1) 引取時の「有償」、「無償」、「逆有償」の割合

<平成25年1～12月 使用済自動車引取台数>

(自販連会員総合調査 中古車入庫・販売・在庫統計より)

回答社数: 約1,156社

(中古車として入庫)

(単位: 台、%)

(使用済自動車として引取)

(単位: 台、%)

	中古車入庫台数	内使用済自動車 となった台数 (A)
台数	2,854,280	263,885
構成比	100.0	9.2

	有償	無償	逆有償	合計 (B)
使用済自動車として 引き取った台数	75,652	59,427	7,588	142,667
構成比	53.0	41.7	5.3	100.0

(単位: 台、%)

	中古車として入庫し、 使用済自動車 となった台数(A)	使用済自動車として 引き取った台数(B)	使用済自動車合計 (A)+(B)
台数	263,885	142,667	406,552
構成比	64.9	35.1	100.0

【ご参考】使用済自動車の項目の定義について

有償・・・使用済自動車に価格を付けて引き取った台数

無償・・・お客様からの希望により使用済自動車となったものや、
事故車等で価格が付かず使用済自動車として処理されることについて
お客様の同意を得て、使用済自動車の価値を0円として引き取った台数

逆有償・・・使用済自動車の運搬費等、リサイクル料金以外の処理費用が
使用済自動車の価値を上回り、顧客に負担頂き引き取った台数

2) 引取自動車の業務の流れについて

◆東京トヨペット株式会社の事例（次ページ以降）

東京トヨペット株式会社 概要

<代表者> 古谷 俊男
<資本金> 80億9千万円
<従業員数> 約3,000名
<拠点数> 105拠点

<2013年度実績（2013/4-2014/3）>
<売上高> 2,016億円
<新車販売台数> 47,109台
<中古車販売> 30,343台
<整備台数> 887,963台
<使用済自動車処理台数> 2,079台

1. 自動車リサイクル法に対するお客様への周知及び認知状況

2. 引取業者としての業務

1. 自動車リサイクル法に対するお客様への周知及び認知状況

◆商談時 車両価格表への記載

＜資料1＞

◆商談締結時 注文書(新車・中古車)への 自動車リサイクル料金明細記載

＜資料2-1＞、＜資料2-2＞

◆納車時 自動車リサイクル券

＜資料3＞

2. 引取業者としての業務

- ◆最終所有者の意思確認を書面で行い
使用済自動車としての引取依頼は原則断らない
＜資料4＞、＜資料5＞

- ◆使用済自動車の引渡先の確認
 - 基本契約を締結する
＜資料6＞
 - 年1回以上解体現場の確認を実施
＜資料7＞

- ◆使用済自動車引渡価格は屑鉄相場等を考慮し
年1回見直しを実施

<資料1>

CROWN ■クラウン・アスリート

車 種		ミッション	優遇 税制	型 式	車 間 本 体 価 格	リサイクル 料金	取得税 自家用(3%) 事業用(2%)	重量税 自家用(事業用)	標準 付 属 品 セ ッ ト 価 格	標準付属品セット価格に含まれる付属品明細				
									付 属 品 合計金額	マフラー マフラー マフラー	ハーブ シート カバー	エアー クロー シート	エアー クロー シート	
2500 ハイブリッド	2WD	Hybrid アスリート G	★	DAA-AWS210-AEYH	5,590,963 (消費税抜き 5,178,818)	13,090	免除 (109,700)	免除 (93,100)	5,850,163 (消費税抜き 5,410,818)	259,200 (消費税 240,800)	●	●	●	
		Hybrid アスリート S	★	DAA-AWS210-AEXXH	4,824,000 (消費税抜き 4,468,937)	13,090	免除 (120,000)	免除 (80,400)		5,083,200 (消費税抜き 4,706,667)	259,200 (消費税 240,800)	●	●	●
		Hybrid アスリート	★	DAA-AWS210-AEXWH	4,217,143 (消費税抜き 3,944,762)	13,090	免除 (105,400)	免除 (70,200)		4,476,343 (消費税抜き 4,144,762)	259,200 (消費税 240,800)	●	●	●
	4WD	Hybrid アスリート G Four	★	DAA-AWS211-AEYH	5,806,963 (消費税抜き 5,378,818)	13,090	免除 (146,100)	免除 (98,700)		6,066,163 (消費税抜き 5,616,818)	259,200 (消費税 240,800)	●	●	●
		Hybrid アスリート S Four	★	DAA-AWS211-AEXXH	5,040,000 (消費税抜き 4,684,967)	13,090	免除 (120,000)	免除 (84,000)		5,299,200 (消費税抜き 4,996,667)	259,200 (消費税 240,800)	●	●	●
		Hybrid アスリート Four	★	DAA-AWS211-AEXWH	4,433,143 (消費税抜き 4,144,762)	13,090	免除 (110,800)	免除 (73,800)		4,692,343 (消費税抜き 4,344,762)	259,200 (消費税 240,800)	●	●	●
2500	2WD	アスリート G		DBA-GRS210-AEYH	5,045,073 (消費税抜き 4,671,364)	13,090	126,000	84,000	49,200 (10,400)	5,266,473 (消費税抜き 4,876,364)	221,400 (消費税 205,600)	●	●	●
		アスリート S		DBA-GRS210-AETXH	4,248,000 (消費税抜き 3,833,333)	13,090	100,100	70,700		4,469,400 (消費税抜き 4,139,233)	221,400 (消費税 205,600)	●	●	●
		アスリート		DBA-GRS210-AETWH	3,672,000 (消費税抜き 3,350,444)	13,090	91,800	61,200		3,893,400 (消費税抜き 3,601,200)	221,400 (消費税 205,600)	●	●	●
	4WD	アスリート G iFour		DBA-GRS211-AEYH	5,281,691 (消費税抜き 4,890,411)	13,090	132,000	88,000		5,503,091 (消費税抜き 5,095,455)	221,400 (消費税 205,600)	●	●	●
		アスリート S iFour		DBA-GRS211-AETXH	4,484,571 (消費税抜き 4,122,381)	13,090	112,100	74,700		4,705,971 (消費税抜き 4,367,381)	221,400 (消費税 205,600)	●	●	●
		アスリート iFour		DBA-GRS211-AETWH	3,908,572 (消費税抜き 3,518,849)	13,090	97,700	65,100		4,129,972 (消費税抜き 3,824,469)	221,400 (消費税 205,600)	●	●	●
3500	2WD	アスリート G		DBA-GRS214-AEZYH	5,914,285 (消費税抜き 5,478,239)	13,090	147,800	98,500	5,371,200 (消費税抜き 4,973,333)	259,200 (消費税 240,800)	●	●	●	
		アスリート S		DBA-GRS214-AEZXH	5,112,000 (消費税抜き 4,732,333)	13,090	27,700	85,100		5,371,200 (消費税抜き 4,973,333)	259,200 (消費税 240,800)	●	●	●

●リサイクル料金(シュレッダーダスト料金・エアバッグ預託金・フロン預託金・情報管理料金・盗合費等)は価格に含まれておりませんので別途必要です。
 ●リサイクル預託金が預託済みのお車を買取車として譲渡する旧所有者(譲渡人)は、車両価値割分とリサイクル預託金相当額の合計額を新所有者(譲受人)からお受け取りになることにより、リサイクル預託金の返金を受けることが出来ます。詳しくは、カーライフパートナーにおたずねください。
 ●従公費率(ハイブリッド乗用車)に対する取得税・重量税軽減対象(取得税: (2015年3月末日まで)、重量税: (2015年4月末日まで)の各期軽減割分については、税率が免除。)内に免除額。
 ※持込登録分の減税対象につきましてはカーライフパートナーまでおたずねください。

＜資料2-1＞

[illegible]

＜資料2-2＞

[illegible]

・この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されておりません。
・車両に関わる税金は金額確定後に差額の精算をするものとします。

U-Car 注文書

裏面記載の特約事項に基づき、下記のとおり注文いたします。

注文いたします。

契約形態	1. 現金
	2. 株 払
	3. 自社割賦
	4. 信託割賦購入

平成 年 月 日

担当店舗		
担当スタッフ		

本誌の監修	財団法人日本自給率向上協会
監修番号	第21-5404号
発行年月日	平成23年9月20日

この注文書及び別途所定の契約書記載の約款は、売買の条件及び個人
 情報の取扱いについて記載したものですから、買主注文者におかれ
 ましては、これらの事項をよく読み頂き充分にご納得の上、ご
 署名（記名・捺印）下さい。
 別途契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。
 自筆の手紙は、クーリングオフの適用はありませんのでご留意下さい。
 個人情報の取扱いにつきましては、裏面に記載しております。

買主 注文書	氏名	氏名										課税・免税業者					
	住所	住所										印	電話番号 FAX				
	生年月日	年		月	日	性別	勤務先	フリガナ			〒						
	職業	フリガナ										電話番号					
振替番号		支店コード															
使用本税局														(コード)		所有権	
登録 名義人 使用者	買主との関係	1 買主と同じ 2 買主と異なる ()		氏名	フリガナ										買主と異なる場合のみ 振込(加入済)の 氏名(フリガナ)に 印をします。		
	住所	フリガナ										電話番号 FAX	〒				
	生年月日	年		月	日	性別	勤務先	フリガナ			〒						
	職業	フリガナ										電話番号					
振替番号		支店コード															
連 保証 人	氏名											電話番号					
	住所											〒					
扶 具 金 明 細	支払日	年	月	日	支払額	円		門		(金額換算)							
	支払日	年	月	日	支払額	円		門									
	1. 均等	延滞日数		支払回数	支払期間		円		日		(平形振込用)						
	2. 不均等	日		回	年		月	日	日		(買主との関係)						
扶 具 金 明 細	均等	月		×	回	年		月	日								
	不均等	月		×	回	年		月	日								
	均等	月		×	回	年		月	日								
	不均等	月		×	回	年		月	日								
支払額		支払額										実買金率					
支払回数		支払回数										% 希望ナンバー					
支払期間		支払期間										納期					
支払日		支払日										一般					
支払額		支払額										電話番号					
支払回数		支払回数										〒					

(注1) 後払いの場合の各項は次のように読み替えます。

割賦元金→残代金 割賦手数料→利息 賦払金計→残代金繰上 割賦販売価格→支払税額

(注2) 個別信用購入あつせんの場合の各項は次のように読み替えます。

割賦元金→所要資金 割賦手数料→分割手数料（支払い回数2回以下の場合、消費税課税対象）

(注3) 後述の場会の支払目及び支払額については、除却会則第4条第2項に記します。

(注4) 手続き代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。

(注5) 販売車が非預託で、リサイクル法関連費用明細合計欄に金額表示がある場合（0円以外）で、かつ、エアバッグ、あるいは

エアコンの整備があるにもかかわらず、エアバッグ類料金、あるいはフロン類料金が0円の場合は、お客様が使用済車とし

て引渡す時点で同料金のお支払いが必要となります。なお、その際、資金管理料金の支払いが必要です。

(注6) 販売率が未償比で、リサイクル法関連費用明細合計が0円の場合、使用済率として引致時に同費用の支払いが必要です。

自動車保険（車両保険）買主様確認欄

☐ 1. 直営トコバネトで加工します。
 ☐ 4. 他社で販売した輸入品を組み立てます。

☐ 確認印
 ☐ 確認日

☐ 1. 東京トコバネドを輸入します。	☐ 4. 週休2日制を導入します。	1000	1000	1000
☐ 2. 新製品を開発します。	☐ 5. 海外市場に展開します。	1000	1000	1000

☐ 2. 船社で加入します。 ☐ 5. 自動車保険(車内保険)には加入しません。 ☐ 6. 船内保険には加入しません。☐ 3. 東京トヨバットに車両入替え手続きを依頼します。[illegible]

ISSN 24501 2014/1권 1×10

<資料3>

0113281349

見本

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	トヨタ

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2014年4月1日 発行
事務処理番号: 004-12345678<4>

<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	※廃棄費用
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥8,680

※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「※廃棄費用」と表示されている項目は、リサイクル料金が預託されていない状態です。使用済自動車引渡時に発着がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	トヨタ
預託金額	¥8,680 (消費税込み)

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき、当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

引取日: 年 月 日

<引渡者>
氏名・名称 _____

<引取業者>
登録番号 _____
氏名・名称 _____ 印
事業所名称 _____
所在地 _____
TEL. _____

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	トヨタ

受領金額	¥380 (消費税込み)
------	-----------------

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2014年4月1日 発行
事務処理番号: 004-12345678<4>

[D券] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	0400-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	トヨタ

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2014年4月1日 発行

支払金額合計	¥9,060
シュレッダーダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	※廃棄費用
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
資金管理料金	¥380
フロン券による事前支払額	*****

<資料4>

使用済車引取依頼書

平成26年 9月 6日

お問い合わせ等は、下記担当者までお願いします。

連絡先	店舗名
	担当者

東京トヨペット株式会社 殿

見本

下記の<車両>を下記の<条件>にて使用済自動車として引取依頼いたします。

<車両>

車台番号	GX100-
登録番号	徳島 300
リサイクル券番号	0400-7557-
車 名	トヨタ
通称名(車名)	マ-22
車検満了日	27. 5. 12
年 式	10年式
型 式	GX100-ATPQK
引取時走行距離	162,917km
使用者	鈴木
所有者	鈴木
残債先	
(完済予定)	
残債精算方法	

<使用済車引取依頼者(最終所有者名)>

氏名又は

名 称

住 所

電話番号

<現車整備状況と預り預託金>

	整備状況	預託状況	預り預託金
シリンダーダスト料金	有	済・未	0
エアバッグ類料金	有・無	済・未	0
フロン類料金	有・無	済・未	0
(有りの場合)種別	CFC	HFC	
情報管理料金		済・未	0
合 計			0

<条件>

使用済車残債		0
お客様	抹消登録手続代行費用(消費税込)	① 8,208
抹消登録預り法定費用		350
リサイクル法	預り預託金	0
支	関連費用 資金管理料金(消費税込)	② 0
払	預り自動車税	0
額		
合 計	(A)	8,558
販売店	使用済車引取価格	1,000
支	(課税事業者の場合)消費税・地方消費税	
払		
額		
合 計	(B)	1,000
差引お客様支払額	(A)-(B)	7,558
消費税・地方消費税合計	(①+②) × (8/108)	608

(注)手続代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。

005-1912-01-01

<資料5>

85期 7-9月下取（孫取）車見極めの基準

◎ カーチェックシート作成、受注日共に 2014年7月1日～9月30日の場合は、下記内容にて対応

	初度登録月からの経過月数 (U-チェックシート作成時点が基準)	見極め基準	
		対象外	
商品車	180ヶ月以内	■ 現地処分車で相場情報センター提示価格が1,000円 ■ 事故現状車・故障による自走不能車で業者見積もりでも価格対応の出来ない車両	左記は「使用済車」
使用済車	181ヶ月以上	クラウン、マークII、プレミオ、アリオン、カローラ、 セリオ、ハイエース、ハイラックス、ランドクルーザー、ア・ラド、1・4・8ツバートラック、 他トヨタ2000GT等のプレミアムカー	左記は「商品車」

※ 詳細は個別修正担当者まで

<注意事項>

1. 各施策対象外の商品車・使用済車の税金等処理方法と「1千円値付け車」の下取価格

(1) 商品車

- ・リサイクル預託金相当額、未経過自動車税は注文書上で返金
- ・重量税還付金相当額、自賠責加点は下取価格に加算（除く個別修正・施策等使用車両）

<相場情報センター・輸入車買取センターにて「1千円」値付けの車両>

【 1千円+自賠責加点+自動車重量税の還付相当額 】の合計額を下取価格として下さい

例) マークII GX110 初度登録：平成14年4月 車検有効期間：平成25年5月

A 1千円（相場情報センター提示価格）

B 自賠責加点 10点（10千円・基本価格表にて確認できます）

C 自動車重量税還付相当額計算式

$$\frac{\text{自動車重量税額 } 30,000\text{円} \times \text{車検残月数 } 12\text{ヶ月}}{12 \times 24 \times 36}$$

→この場合は「百円単位」切り上げて 【 15,000円 】

この車の下取価格はA+B+Cの合計 【 26,000円 】

※平成22年4月より自動車重量税が本則税率へ戻り、従来より安くなっています

計算間違いは即査定落ちとなりますので充分にご留意下さい

・値付け 3万円未満 の商品車の場合、使用済車(1千円+自賠責解約金+重量税還付金)とした方が高いケースがあります。その場合の下取価格は、上記計算式を使用してご提示下さい（元の値付け価格は1,000円）

(2) 使用済車

- ・リサイクル券 又は リサイクル料金の回収を行なう
 - ・自動車税は、一次抹消登録又は永久抹消後、都道府県自動車税事務所から所有者へ還付されます
 - ・自動車重量税還付金は、電子マネーに上へ解体報告日が入力された以降、当社が陸運局へ解体届出 又は 永久抹消の申請後、最終所有者の居住地域を管轄する税務署より最終所有者へ還付されます
 - ・自賠責の解約は、当社扱い保険会社は当社が、その他保険会社はお客様自身が手続きをさせていただきます
- 必要書類・手続きの詳細は、イントラネット「店舗業務マニュアル・下取車編」をご参照下さい

<資料6>



使用済み自動車引渡し契約書

引渡者：東京トヨペット株式会社（以下「甲」という）と
引取者：■■■■株式会社（以下「乙」という）は、
甲から乙への使用済み自動車引渡しおよび甲が乙に引渡した使用済み自動車の解体処理等に関し、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（総則）

1. 甲および乙は、お互いに協力し、継続的な取引を行い、信義に基き誠実に本契約を履行するものとする。
2. 乙は、使用済み自動車の甲からの引取り、解体処理、破砕業者あるいは解体自動車全部利用者等（以下「破砕業者等」という）への引渡しに関し、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下「フロン回収破壊法」という）、「水質汚濁防止法」ならびに関係法令（以下合せて「法令」という）を遵守するとともに、二次公害の発生、生活環境の破壊、地域住民からの苦情および事故が起こらないように努めるものとする。
3. 前項において、第三者に損害を与えた場合には、乙の責任と負担において問題を解決し、甲に対して一切迷惑をかけないものとする。但し、甲の責任に係すべき事由による場合を除く。
4. 甲は、乙への使用済み自動車の引渡しに関し、法令を遵守する。

第2条（乙の許可事業の証明）

1. 乙の自動車リサイクル法における許可事業の範囲は、別表1-1、1-2の通りであり、乙は、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。
2. 乙の自動車リサイクル法またはフロン回収破壊法に基づくフロン回収業に係る登録は、別表1-3の通りであり、乙は、乙の登録を証するものとして、登録通知書の写しを甲に提出する。
3. 本条第1項の乙の許可事業あるいは第2項の登録事項に変更があったときは、乙は、速やかにその内容を甲に通知するとともに変更後の許可証の写しあるいは登録通知書の写しを甲に提出する。
4. 乙は、情報管理センターおよび、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構への「システム登録完了通知書（仮称）」の写しを甲に提出する。

第3条（情報収集および提供）

乙は、自動車製造業者等がエアバッグ類処理や解体処理についての適正化あるいは効率化に関する情報を提供している場合は、積極的にこれらを収集することに努める。

第4条（使用済み自動車の引渡条件）

1. 甲は、別表2の甲の事業所にて、乙に自動車を引渡す。
2. 乙は甲から使用済み自動車の引取り依頼があった場合、原則3日以内に引取るものとする。但し、乙において特段の事情がある場合はこの限りではない。

<資料7>

